

山口労発基 0509 第 2 号
令和 6 年 5 月 9 日

一般社団法人 山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

平素より、労働安全衛生行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで労働安全衛生法（以下「法」という。）に基づく措置の対象としていなかった一人親方等については、令和 4 年 4 月 15 日に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）により、令和 5 年 4 月 1 日から新たに法第 22 条に基づく措置の対象とされているところですが、今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 80 号）が令和 6 年 4 月 30 日に公布され、新たに法第 20 条及び法第 21 条の規定に基づく措置の対象とされ、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとされましたので、お知らせします。

この度の改正により、機械による危険、特定の業務における作業方法から生ずる危険及び特定の場所に係る危険場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても、事業者は労働者と同等の保護措置を講ずる義務が課されるもので、詳細は、別添施行通知のとおりとなります。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、総会、会議、講習会又はホームページ等において、別紙リーフレット等により傘下会員又は事業場にご案内いただきたく、お願い申し上げます。

なお、本件に係る改正省令、施行通知、リーフレット等の情報については、以下に掲載されていますので、申し添えます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00008.html

